

## 近代日本美術協会四国支部規則

### 第1条 (名称)

当支部の名称は近代日本美術協会四国支部と称する。

### 第2条 (事務局)

当支部の事務局は、愛媛県松山市古川南 1-21-30 におく。

### 第3条 (目的)

当支部は近代日本美術協会の会則に則り、美術活動を通じて、会員相互の研鑽、親睦をはかるとともに、新人の養成、埋もれた英才の発掘につとめ、以て地域社会の文化発展に封し貢献することを目的とする。

### 第4条 (事業)

- 1、当支部の美術活動は、油絵、日本画、水彩画の3部門とする。
- 2、当支部は、毎年1回、本部主催の公募展（近美展）に出品する。
- 3、当支部は、毎年1回、支部展を開催する。
- 4、当支部は、地域貢献のため公募「地域を描く美術展」の開催を支援する。
- 5、その他、必要に応じ、発表会や技術指導研究会等を開催し、優秀な作家を育成することにつとめる。

### 第5条 (構成)

当支部は、理事、支部長、副支部長、事務局長、幹事、支部会員をもって構成する。  
所属するものは全て当支部の発展と信用保持のため、相互の信頼と清潔な品位を保たねばならない。

### 第6条 (議決機関)

当支部は、議決機関として支部総会、役員会を持つ。

### 第7条 (支部総会)

支部総会は、年1回以上開催し、事業計画、経過報告、および収支等必要と認めた事項を討議するものとし、会議の議決は出席者の過半数を以て決する。

### 第8条 (支部役員)

当支部は次の役員をおき、任期は1年とする。但し重任を妨げない。  
理事 若干名、支部長 1名、副支部長 1名、事務局長 1名、幹事 若干名

### 第9条 (役員を選出)

役員を選出は、過去の功績、美術界の評価、人物等を考慮し、支部長が推挙し役員会において承認決定する。

### 第10条 (役員の仕事)

- 各役員は最善を尽くし、支部の発展に寄与し、総て無報酬を原則とする。
- 1、理事 当支部を代表し、支部運営全般に関する総括的な指導、助言に当たる。
  - 2、支部長 当支部を代表し、近代日本美術協会本部および関係団体との接渉に当たり、支部運営の企画、運営、指導を統括する。
  - 3、副支部長 支部長を補佐し、当支部の運営を円滑にすべく、その任に当たる。
  - 4、幹事 支部の運営面を担当し、技術指導、事業の企画運営、広報渉外活動、経理事務等、運営上必要な事項の職務につき、支部長の指示に従いその任に当たる。

### 第11条 (運営)

当支部の運営は、会費および寄付金を以て、これにあてる。運営費用の支払は、全て、支部長の承認を必要とする。

### 第12条 (会計年度)

当支部の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までの1年とする。

### 第13条 (入会および脱会)

当支部の入会および脱会は自由とする。但し、脱会の場合は事前に役員会の承認を得るものとし、既納の会費およびその他の負担金は返還しないことを原則とする。

### 第14条 (顧問)

当支部の目的を理解し、当支部の発展に充分な援助を惜しまぬ方で、社会的人望の厚い人格者であることを条件に、役員会の決議により、顧問を若干名おくことができる。

### 第15条 (その他)

当支部の会員は、他公募展への出品は自由とするが、必ず支部長へ連絡を必要とする。  
その他、この規則に定めなき事項については、役員会において決定する。

以 上